

# 広告を掲載しませんか

市では、自主財源の確保を目的として、平成19年5月から市ホームページに、平成20年5月号から広報紙「広報にしわき」に掲載する広告を有料で募集しています。掲載を希望する方は、ホームページに掲載している「西脇市広告掲載事業実施規程」などをご確認ください。ご不明な点は秘書広報課までお問い合わせください。

■問合せ 秘書広報課（市役所内線207）

## 広報にしわき

- ▼募集締切 発行日の30日前（12月号の場合は10月31日）
- ▼掲載料（1回あたり）
  - 1枠 25,000円
  - 1/2枠 14,000円
  - 1/3枠 10,000円
  - （縦4.5cm×横18.1cm）
  - （縦4.5cm×9cm）
  - （縦4.5cm×5.5cm）
- ▼継続特典 継続して掲載される場合は次のとおり掲載料を割り引きます。6カ月↓5%、12カ月↓10%
- ※ただし、年度を超えての割引適用はできません。
- ▼提出書類 次の書類を秘書広報課へ提出してください。
  - ・西脇市広報紙「広報にしわき」広告掲載申込書
  - ・会社概要など業務内容が分かるもの

## 西脇市ホームページ

- ・申込者の所在地が市外の場合は納税証明書
- ・資格、免許等が必要とする業種は、資格を証する書面、免許証の写し等の書類
- ▼審査 掲載に際しては広報掲載申込書提出後に「西脇市有料広告掲載審査会」において、掲載内容等の審査をして掲載の可否を決定します。
- ▼その他 掲載枠は最大で5枠（原則として先着順/申込者が多数の場合は、市内に事業所等を有する企業または個人事業者を優先）
- ▼掲載料（1月あたり）10,000円
- ▼継続特典 継続して掲載される場合は次のとおり掲載料を割り引きます。6カ月↓5%、12カ月↓10%
- ※ただし、年度を超えての割引適用はできません。
- ▼提出書類 次の書類を秘書広報課へ提出してください。
  - ・広告掲載申込書
  - ・会社概要など業務内容が分かるもの
  - ・申込者の所在地が市外の場合は納税証明書
  - ・資格、免許等が必要とする業種は、資格を証する書面、免許証の写し等の書類
  - ▼広告規格 高さ/天地60ピクセル、幅/左右150ピクセル（GIFまたはJPEG形式の静止画）
  - ▼審査 掲載に際しては広報掲載申込書提出後に「西脇市有料広告掲載審査会」において、掲載内容等の審査をして掲載の可否を決定します。



阪神・淡路大震災20年展  
記憶の遠近術 ～篠山紀信、横尾忠則を撮る  
YOKOO by KISHIN

平成26年10月11日(土)～平成27年1月4日(日)  
横尾忠則現代美術館  
■開館時間 午前10時～午後6時（金・土曜日は～午後8時）  
■休館日 月曜日、年末年始（12/31～1/1）  
※10月13日、11月3日・24日は開館  
※10月14日、11月4日・25日は休館  
■観覧料（当日） 一般700円/大学生550円/高校生・65歳以上350円/中学生以下無料  
■問合せ 横尾忠則現代美術館（☎078-855-5607）

## パブリックコメントを実施します

### パブリックコメントとは…

市が計画などの基本的な政策を決定する際に、その案を市民の皆さんに公表し、寄せられた意見を参考に最終的な意思決定を行うものです。



市では、次の計画の改定案について、市民の皆さんから意見を募集します。

### ●西脇市新市まちづくり計画の改定案

合併する市町の一体性の速やかな確立と住民の福祉の向上、均衡ある発展を目指すことを目的として、西脇市・黒田庄町合併協議会が策定した計画です。法律の改正等に伴い、計画期間の延長や財政計画の見直しを行います。

### ◆意見の募集期間

10月1日(水)～20日(月)

### ◆閲覧場所

- 西脇市役所2階情報公開コーナー
- 市ホームページ（パブリックコメントの項目）  
<http://www.city.nishiwaki.lg.jp>

### ◆意見の提出方法

- ・意見は持参、郵送、ファックス、Eメールで提出してください。
- ・意見の書式は自由ですが、題名・住所・氏名（または団体名）・連絡先を明記してください。
- ・意見内容を確認する場合に限って、個人情報を利用します。

### ◆意見の提出先

〒677-8511  
西脇市郷瀬町605番地  
西脇市ふるさと創造部企画政策課 あて  
ファックス 0795-22-1014  
電子メール kikaku@city.nishiwaki.lg.jp

### ◆その他

- ・電話や来庁による口頭でのご意見はお受けできません。
- ・提出意見に対する個別の回答はいたしません。
- ・意見の反映結果など市の考え方は、提出意見とともに、後日ホームページで公開します。

### ◆問合せ

企画政策課（市役所内線226）

## 適正受診を心がけましょう

高齢化や医療技術の進歩、生活習慣病などの慢性疾患の増加など、さまざまな理由で一人あたりの医療費は増加しています。一人ひとりが医療のかかり方や薬のもらい方を見直し、適正受診を心がけることで、医療費を抑制することができます。安心して医療が受けられる体制を維持していくために、病院などを利用する時は、次のことに注意して上手に受診しましょう。

### かかりつけ医を持ちましょう

日常的な病気の治療や予防を含め、健康管理のためにかかりつけ医を持ちましょう。今までの病歴を把握した上で診察してもらえると、無駄な検査や時間をかけないで済みます。また、必要な場合は専門医や病院を紹介してもらえます。紹介状を持たずに最初から大病院を受診すると、費用が余計にかかることがあります。

### 重複受診を避けましょう

同じ病気で複数の医療機関を受診すると、何度も検査や処置・投薬を行うので体に負担がかかります。また、紹介なく医療機関を変更すると、そのたびに初診料がかかり、医療費の無駄になります。

### 診察時間内に受診しましょう

休日や夜間に開いている救急医療機関は、緊急性の高い患者さんを受け入れるためのものです。医療費も高く設定されています。緊急時以外は平日の時間内に受診しましょう。休日や夜間にお子さんの急な病気などで心配になったら、小児救急電話相談（#8000）を利用しましょう。小児科の医師や看護師から適切な対処の仕方などのアドバイスが受けられます。

### 薬の飲み合わせに注意しましょう

薬は飲み合わせによって副作用が生じることがあります。「お薬手帳」を利用したり、服用中の薬を医師や薬剤師に伝えるなどして、不要な薬を

### 治療の前にまず予防！健康診断を受けましょう

病気を未然に防ぐため、また、自覚症状のない病気を早期発見・早期治療するために、年に一度は必ず健診を受けましょう。早期発見は、治療期間が短くなり、費用も安く、体への負担も少なくなります。

### ジェネリック医薬品を上手に活用しましょう

ジェネリック医薬品は、新薬と同じ有効成分を使っており、価格は新薬よりも割安で家計にやさしいのが特徴です。ただし、すべての医薬品にジェネリック医薬品が存在するわけではなく、治療内容によってはジェネリック医薬品が適さない場合もあります。ジェネリック医薬品へ変更を希望する場合は、まずは医師に相談し、選択や使用方法に